

# 船舶事故調査報告書

平成27年8月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄 司 邦 昭（部会長）

委員 小須田 敏

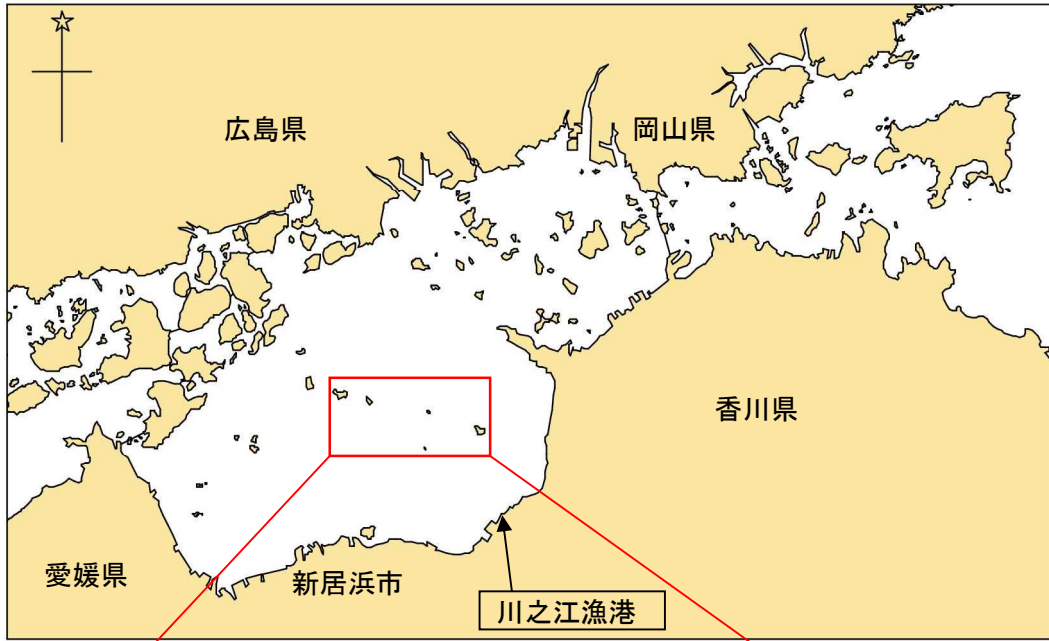
委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年9月7日 10時10分ごろ
発生場所	愛媛県上島町江ノ島東方沖 伊吹港赤埼灯台から真方位290° 6.4海里付近 (概位 北緯34° 09.65' 東経133° 24.66')
事故調査の経過	平成26年9月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 智行丸、4.9トン EH3-33567（漁船登録番号）、個人所有 11.44m (Lr) × 3.05m × 0.84m、FRP ディーゼル機関、46.34kW、平成元年2月9日 第281-25243号（船舶検査済票の番号） B 漁船 尚福丸、4.0トン EH3-22034（漁船登録番号）、個人所有 9.90m (Lr) × 2.54m × 0.87m、FRP ディーゼル機関、46.3kW、昭和52年7月25日 第281-38002号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 77歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年2月4日 免許証交付日 平成26年5月26日 (平成31年12月26日まで有効) B 船長B 男性 54歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年12月16日 免許証交付日 平成25年9月25日 (平成30年12月15日まで有効)
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部に亀裂を伴う擦過傷 B 左舷船尾部に破口

<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、愛媛県上島町<sup>うぶ</sup>島東方沖の漁場で底引き網漁の操業を終え、愛媛県四国中央市川之江漁港へ帰ることとし、自動操舵により約8ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で南南東進した。</p> <p>船長Aは、帰航を開始する際、船首方を見たところ、前路に船舶を認めなかったため、航行の支障となる他船はいないものと思い、ふだんより漁獲物が多いこともあり、船尾甲板の左舷側で右舷方を向いてしゃがみ、漁獲物の選別作業を行いながら航行を続けた。</p> <p>船長Aは、平成26年9月7日10時10分ごろ、江ノ島東方沖において、衝撃を感じ、直ちに停止したところ、船首方にB船を認め、B船と衝突したことを知ったのち、船長BをA船に移乗させた。</p> <p>A船は、自力で航行して川之江漁港に帰った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、2回目の揚網を終え、周囲を見回したのち、江ノ島南東方沖を約2.5knの速力でえい網を行いながら自動操舵により北東進した。</p> <p>船長Bは、えい網を開始する際、船首方を見たところ、前路に船舶を認めなかったため、航行の支障となる他船はいないものと思い、船尾甲板の左舷側で船首方を向いてしゃがみ、漁獲物の選別作業を始め、時折顔を上げて船首方を見ながらえい網を続けた。</p> <p>船長Bは、左舷方から機関音が聞こえてきたので顔を上げ、左舷方を見たところ、A船が左舷方約100mに接近していることに気づき、衝突の危険を感じて右舷側に逃げたが、何をすることもできず、B船の左舷船尾部とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、直ちに漁業無線で僚船に本事故の発生を連絡し、衝突箇所を確認したところ、大量の海水が機関室の後方にある空所に流れ込むのを認め、沈没する危険があると思い、A船に移乗し、海上保安庁に通報した。</p> <p>B船は、衝突して約10分後、左舷側に傾斜して転覆し、本事故当日僚船の船長が手配したクレーン船に引き起こされ、愛媛県新居浜市新居浜港に搬送された。</p> <p>船長Bは、翌日受診し、左下腿打撲擦過傷及び左膝打撲と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、通常約20kgの漁獲物であったが、本事故当日は約60kgの漁獲物があった。</p> <p>船長Aは、13時00分までに漁獲物の選別を終え、市場に出荷する予定であった。</p> <p>B船は、漁ろうに従事している船舶を示す法定の黒色鼓形形象物を</p>

	<p>掲げていなかった。</p> <p>A船及びB船には、レーダーがなかった。</p> <p>船長A及び船長Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、江ノ島東方沖を南南東進中、船長Aが、前路に航行の支障となる他船はいないものと思ひ、船尾甲板の左舷側で漁獲物の選別作業に意識を集中し、見張りを行っていなかったことから、B船に気付かず航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、帰航を開始する際、船首方を見たところ、前路に船舶を認めなかったため、前路に航行の支障となる他船はいないものと思つたものと考えられる。</p> <p>B船は、江ノ島東方沖をえい網を行いながら北東進中、船長Bが、前路に航行の支障となる他船はいないものと思ひ、船尾甲板の左舷側で漁獲物の選別作業に注意を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、左舷方から接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、えい網を開始する際、船首方を見たところ、前路に船舶を認めなかったため、前路に航行の支障となる他船はいないものと思つたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、江ノ島東方沖において、A船が南南東進中、B船がえい網を行いながら北東進中、船長Aが、前路に航行の支障となる他船はいないものと思ひ、船尾甲板の左舷側で漁獲物の選別作業に意識を集中し、見張りを行っていなかったため、B船に気付かず、また、船長Bが、前路に航行の支障となる他船はいないものと思ひ、船尾甲板の左舷側で漁獲物の選別作業に注意を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、左舷方から接近するA船に気付くのが遅れ、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 漁ろうに従事している船舶は、定められた形象物を掲げること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図



拡大

